

亭仔脚が生み出す街路空間とその利用実態に関する研究
 ～台湾台北市大同区を対象地として～

都市空間生成研究室
 1941078 鈴木 杏奈

亭仔脚 アーケード 台北市
 迪化街 公私混在 私的要素

1. 研究の目的と背景

近年、日本は公共空間や道路空間の活用促進が着目されている。商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念され、都市の魅力の向上を目指してまちなかに賑わいを創出することが、多くの都市に共通して求められている現状があり、国としてひと中心のまちづくりや公共空間の活用に関する施策を推進し官民が一体となり進めることが望まれている。管理されている街路を、私的利用を含めた賑わいある空間に変え、現在のきっちりとした管理からどのように今までとは違う使い方を広め、伝えるかが求められている。

本研究では、台湾台北市を対象地とし、独特の地域特性を生み出している公私混在の街路空間「亭仔脚」*1の利用形態に着目し、公共空間であるアーケードの物的環境とその特性を明らかにすることを目的とする。そして、今後日本が目指す賑わいのある公私混在した街路の必要な要素について考察する。

2. 研究の方法

本研究では、亭仔脚の利用実態と特徴となる要素を抽出するために、迪化街一段通りを対象として、Google ストリートビューによる空間調査を行い、物的環境により構成している要素を分類し、特性の分析を行った。

- ① 歩道機能調査
- ② 1階店舗業種把握調査
- ③ 物的環境調査
- ④ 空間調査を踏まえた分析
- ⑤ 私的なふるまい要素の実態分析

3. 亭仔脚の空間調査

本研究では、2階以上の住居と店舗は対象とせず、1階店舗を対象とした。2022年3月に撮影されたGoogle Mapのストリートビューを利用し、対象の通りに面している店舗、その前の亭仔脚空間を1つずつスクリーンショットした。合計89枚撮影できた。そのスナップショットを活用して利用実態を調査し、特徴を明らかにすることで、亭仔脚を構成している要素を捉える。

3-1. 歩道機能の有無

本来の亭仔脚の役割である歩道、雨よけを現在どれくらい維持しているかを明らかにすることで、歩道としての公的な使われ方を把握する。調査の結果、歩道の機能がない空間が27カ所、障害物はあるが歩道機能をもっている空間が34カ所、歩道機能がある空間が27カ所、判別不可能な空間が1カ所あることが明らかとなった。障害物があるが歩行可能である箇所が一番多いことから、完璧な歩道ではなく歩行できれば良いと考えている店舗が多いと予想できる。単なる公としての機能である雨よけのアーケードや歩くための街路ではなく、その他の要素によって作り上げられていることが、亭仔脚の特性であることを把握できた。



図1 歩行機能有無の事例

3-2. 1階店舗の業種把握

対象地の1階店舗の業種を明らかにすることで、亭仔脚とつながっている店舗の特徴を把握する。元々この地域は港湾機能をもち商業集積として問屋街となった。調査の結果、合計89店舗が経営されており、薬草や漢方販売店が一定数経営されていることが明らかとなった。業種が固まっているエリアはなく、多様な業種が点在しており、飲食店や施設などのサービス業より、卸売りや小売り業である店舗が多い特徴が見られた。

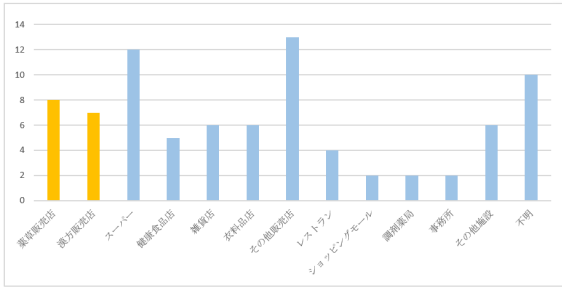


図2 1階店舗の業種別グラフ

3-3. 物的環境調査

私的利用の実態、構成を調査し、特徴を明らかにすることで、亭仔脚空間に影響を及ぼしている私的要素を捉え、作られ方や空間構成を把握した。調査の結果、全 185 要素が抽出された。私的な要素が大半を占めており、同じ要素でも、置かれ方などのふるまいが異なっている要素が多く見られた。一方で、1 つしかない簡易的な要素が多い傾向であることから、統一された街路デザインではなく、私的で規制のない要素のふるまいが亭仔脚空間の特徴であると言える。

4. 空間調査を踏まえた亭仔脚の分析

4-1 物的環境調査の分析

3 章の調査により、亭仔脚を構成する私的な要素は、容易に動かすことができ、それらが大半を占めていることが分かった。歩行機能をもつ空間が連続してつながっている場合が多いが、すべてが連なっているのではなく、いくつかの連続した店舗前の空間が随所に存在する傾向にあることが明らかとなった。本研究では、亭仔脚を利用し、隣の店舗に移動が可能である歩道を「パスパブリック」、通過が困難で一度道路に出なければ隣の店舗に移動できない歩道を「スポットパブリック」と定義した。また、私的要素を商業要素と余分な要素に分け、歩行機能有無との関係性を考えた。商業要素に着目すると滞留空間と回遊空間が公的な歩道にいくつかまとまって点在していることが明らかとなった。さらに商業要素以外の私的なふるまいをしている要素を 4-2 で分析する。

4-2. 私的なふるまい要素の実態分析

3-3 で抽出した要素の中でも、私的空間のようなふるまいをしている要素に着目し、分類することで公共空間の物的環境とその特性を明らかにした。ふるまいをシーンごとに記述し、①公共貢献型②領域主張型③空間装飾型④無頓着放置型⑤その他の 5 つの型への分類(図 3)を行った。①9 カ所、②4 カ所、③6 カ所、④12 カ所、⑤7 カ所であることから、④の無頓着放置型のような、目的があり置かれているのではなく、所有者や設置目的が曖昧である要素が多い点がこの空間の特性であると考えられる。



図3 私的なふるまいの分類

5. 結論

本研究は、亭仔脚空間について、漢方や薬草の間屋街である台湾台北市大同区迪化街一段通りを対象地とし調査を行った。障害物はあるものの通行できる空間が多いこと、歩道でありながら多様な要素が存在するなどの特徴が明らかになった。物的環境調査では、公的な要素は少なく、私的な要素が多いことが明らかとなった。その中でも、意図せずに置かれている私的なふるまいの要素が、公私混在の街路を作り上げるために重要であり、それらが点在することで亭仔脚の街路は生まれていると考えられる。

本研究を通じて、亭仔脚は公的な要素と私的な要素が混在している公私混在の街路ではなく、公的な歩道に私的な要素が散りばめられた街路であることが明らかとなった。亭仔脚空間を構成している私的な要素はすべて可動な要素であることから、街路に存在する要素は容易に動かすことができる点が重要である。4 章の分析により、歩道の歩行機能有無と私的な要素の関係性が亭仔脚空間を読み解く上で重要であり、パスパブリックとスポットパブリックが混在している点が亭仔脚の特性と考察する。公的回遊と公的滞留が私的占有により複合的に選択されており、一つの形として統一されていないことがこの街路の特性である。公的回遊と公的滞留のバランスが公私混在の街路をデザインする上で必要な考えであり、合間に私的滞留、私的回遊が点在することにより日本が目指す公私混在の街路が出来上がると考えられる。また、日本は厳しい規制によりスポットパブリックを生み出すことが困難であるため、公共空間の使い方を都市生活者に任せ、試行を繰り返し定着させる必要があると考察する。

注

1) 亭仔脚とは、店屋の軒下 1 階部分を連続させ歩道とした造りでアーケード構造である。商店と住宅の併用建築であり雨よけや歩道としての役割をもつ。騎楼とも呼ばれる。

参考文献

- 1) 国土交通省まちなかウォークラブル推奨プログラム、都市再生：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォークラブルなまちなかの形成～ - 国土交通省(milt.go.jp)、(最終閲覧日:2023 年 1 月)
- 2) 片倉佳史、「台湾文化の発源地・大稲埕を訪ねるその 1」、台北の歴史を歩くその 25、No. 879 10-27 ページ、2014 年 6 月